

区役所改革担当
総務課

行政手続等における押印の取扱いの見直しについて

区民の利便性の向上及び事務の簡素化の観点から、行政手続等における押印の取扱いを見直します。なお、当該見直しについては、平成5年度、6年度及び13年度にも行ったものを改めて整理し、見直しを行うものです。

1 基本的な考え方

(1) 認印による慣習的な押印の義務付け廃止

申請書等における押印の取扱いについて、別紙1「押印の義務付け廃止の判断基準等について」に基づき、改めて内容を整理し、認印による慣習的な押印の義務付けを廃止します。

なお、国の法令等又は他自治体の条例等により、押印が必要な手続については、国等の動向を注視し、適宜対応します。

(2) 行政手続等のオンライン化の推進

令和4年度までを集中取組期間として、行政手続等のオンライン化を推進し、オンラインによる申請等を可能とすることにより押印を不要とします。

2 押印の義務付け廃止の見直し状況

(1) 申請書等における押印の取扱い（別紙2）

区はこれまでに、押印の義務付け廃止に向けた取組として約700種類の様式で押印の義務付けを廃止しました。これに加え今回の見直しにより約1,000種類の様式で押印の義務付けを廃止します。

ア 押印の義務付けを廃止する様式例

例：納課税証明書交付申請書、国民健康保険被保険者異動届、寿商品券等受給者受領書

イ 引き続き押印を求める様式例

- ① 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
- ② 国の法令等又は他自治体の条例等により押印が義務付けられているもの
例：出生届、婚姻届
- ③ 実印、登録印又は銀行印の押印を求めているもの
例：指定管理者指定申請書、口座振替依頼書

(2) 行政手続等のオンライン化（別紙2）

約100種類の手続で電子申請が可能となっています（令和2年12月1日現在）。

例：子ども医療証交付申請、出産費用の助成、家具転倒防止器具等の助成

押印の義務付け廃止の判断基準等について

区民、事業者等から区に提出される申請書、届出書、請求書等の各種書類（以下「申請書等」といいます。）における押印の義務付けを廃止するに当たり、その判断基準は以下のとおりとします。

1 押印の義務付け廃止の判断基準

次に掲げるもの以外は、原則押印の義務付けを廃止するものとします。

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により記名押印が義務付けられている契約書
※契約書には協議書、覚書等の双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているものを含みます。
※契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含みます。
- (2) 港区契約事務規則第45条に規定する請書
※請書に基づく委任状、請求書、領収書等を含みます。
※請書による契約を行う際に徴取する見積書を含みます。
- (3) 競争入札参加者に対し、登録印の押印を義務付けている入札に係るもの
(例：公有財産の売却に伴う入札手続)
- (4) 上記以外の国の法令等又は他自治体の条例等により押印が義務付けられているもの
※国及び他自治体に限らず港区以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含みます。
※国の法令等又は他自治体の条例等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含みます。
- (5) 第三者へ提出する上で、押印が求められているもの
(例：官公庁等へ提出する各種証明書)
- (6) 実印、登録印又は銀行印の押印を求めているもの
(例：指定管理者指定申請書、口座振替依頼書)
- (7) 法人から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの
※支出の一件書類など。
※届出、報告などの支出を伴わない申請書等である場合は、(1)～(6)に該当しなければ押印の義務付けを廃止します。

(7)の取扱いについては、会計室及び監査事務局と調整する必要があることから、令和3年度会計から適用することとします(令和2年度会計までは、申請書等のうち、支出の根拠となるものは全て押印が必要となります。)ので、御注意ください。

2 署名の要否の判断基準

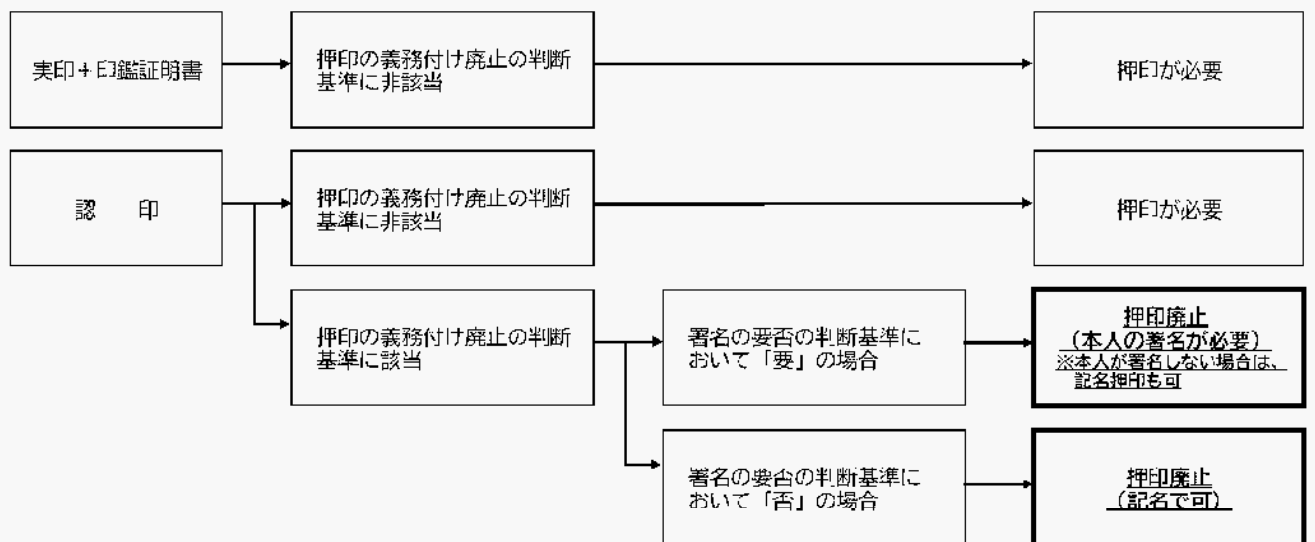
押印の義務付けは廃止しますが、原則署名が必要なものは次のとおりとします。

- (1) 国の法令又は他自治体の条例、通知等により署名が義務付けられているもの
※署名又は記名押印の選択制としているものを含みます。
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
※許可申請書等の本人又は第三者に不利益が生じるおそれのあるものを含みます。
- (3) 本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの
(例：診断書、意見書、証明書等)

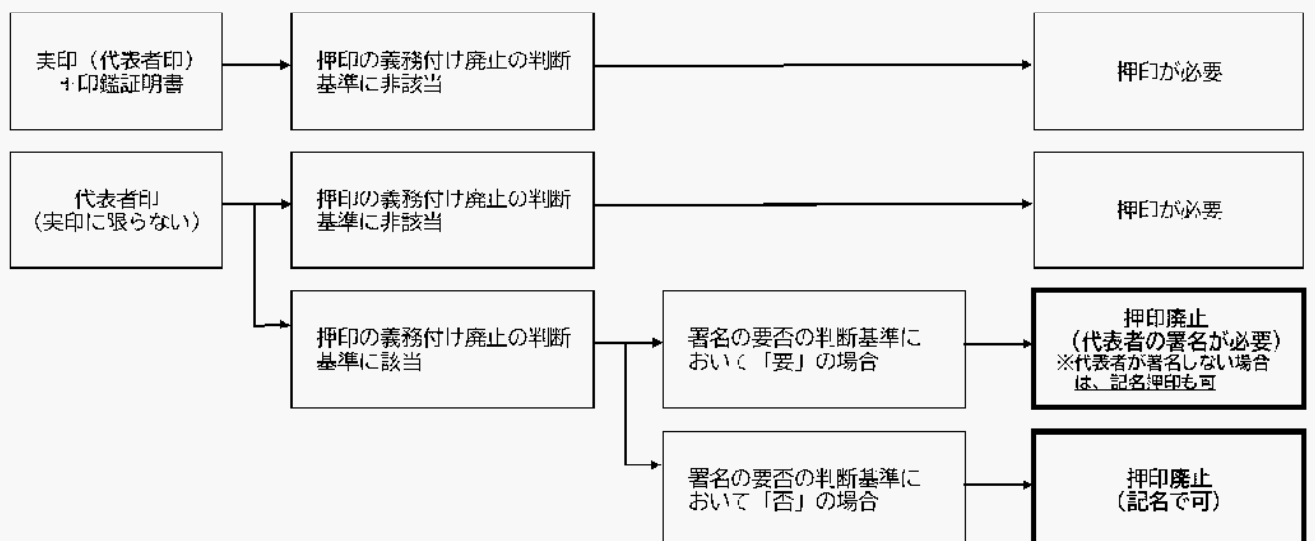
※「記名」とは、代筆又は印刷されたものなどにより氏名を記すことをいいます。
「署名」とは、自己の氏名を手書きすることをいい、「自署」ともいいます。

3 押印廃止の判断フロー

【個人、個人事業者及び法人格のない団体】



【法人】



申請書等における押印の取扱い等について

1 押印義務付けが廃止済み又は廃止予定の主な申請書等（約 1,700 種類）

分類	様式名称
くらし・手続	国民健康保険料簡易申告書、国民健康保険料減額・免除申請書、国民健康保険被保険者異動届、国民健康保険療養費支給申請書、国民健康保険高額療養費支給申請書、納課税証明書交付申請書、特別区民税・都民税申告書、寄附金税額控除申告書、 <u>国民年金諸届書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書</u> など
健康・福祉	老人クラブ設立届、老人クラブ活動助成金交付申請書、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書、介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成申請書、寿商品券等受給者受領書、港区高齢者家事援助サービス申請書、港区居宅介護（ホームヘルプ）利用者負担額助成申請書、後期高齢者医療保険料延滞金額減免申請書、禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書、診療所開設届、港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書、 <u>港区コミュニティバス乗車券発行申請書、心身障害者医療費助成支給申請書、心身障害者福祉手当現況届</u> など
子ども・家庭・教育	私立幼稚園保護者補助金交付申請書、保育料減免申請書、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書、 <u>港区出産費用助成費支給申請書、子ども医療助成費支給申請書</u> など
防災・生活安全	港区国際ボランティア登録承諾書、災害援護資金借入申込書、港区防災ラジオ等配布申請書、木造住宅耐震診断申請書 など

※下線の様式は、既に押印の義務付けを廃止しているもの

2 引き続き押印を求める主な申請書等（約 800 種類）

分類	様式名称
くらし・手続	出生届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、死亡届、失踪届、転籍届、入籍届 など
健康・福祉	喫煙可能室設置施設届出書、毒物劇物取扱責任者設置届、店舗販売業許可申請書、住宅宿泊事業届出書、日常生活用具・住宅改修給付請求書 など
環境・まちづくり	地籍境界調査票、屋外広告物許可申請書、住宅用家屋未使用証明書、土地売買等届出書 など
防災・生活安全	がけ・擁壁改修工事費用助成金交付請求書、建築物耐震診断助成金請求書、港区安全安心まちづくり補助金請求書 など

3 電子申請が可能な主な手続（約100種類）

分類	手続名称
くらし・手続	【食品衛生】営業報告書、(許可を要しない営業)、クリーニング所廃止届、美容所廃止届、理容所廃止届、廃棄物管理責任者選任届、リユース食器等使用計画書、後期高齢者医療保険料納付状況確認書交付申請、国民健康保険料納付状況確認書交付申請、住居表示変更証明書交付申請、 <u>飼い犬の死亡届</u> など
区政情報	<u>入札、情報公開請求、入札参加資格申請審査等、不在者投票の投票用紙の請求</u>
健康・福祉	介護保険給付の支払一時差止に係る弁明書の届出、介護保険サービス利用者負担額の助成、高齢者紙おむつ給付、高齢者救急通報システム利用申請、高齢者コミュニティバス乗車券発行申請、認知症高齢者等おかえりサポート事業登録申請、高齢者福祉キャブ緊急移送サービス、高齢者訪問電話申請、高齢者民間賃貸住宅入居支援事業申請、高齢者無料入浴券申請、高齢者理美容サービス、障害者紙おむつ給付、障害者救急通報システム利用申請、障害者コミュニティバス乗車券発行申請、障害者寝具乾燥等消毒、障害者徘徊探索支援、障害者配食サービス利用申請障害者、配食サービス変更届、障害者無料入浴券申請、障害者理美容サービス、みなと受動喫煙防止対策店認定事業、 <u>介護保険被保険者証の再交付申請、介護保険負担割合証の再交付申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請</u> など
子ども・家庭・教育	子どものための教育・保育給付認定の申請、出産費用の助成、妊娠の届出、 <u>保育施設等の現況届(子どものための教育・保育給付認定現況届)</u> 、 <u>保育施設等の利用申込、児童手当等の寄附の申出、児童手当等の現況届、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業(家事援助・育児援助)、子ども医療証交付申請、子ども医療証の氏名変更・住所変更等の届出、子ども医療証の受給事由消滅の届出</u> など
防災・生活安全	家具転倒防止器具等の助成、高層住宅への防災資器材助成、中層住宅へのエレベーターチェア及び備蓄品の助成、防災用品あっせん事業(高齢者・障害者・妊産婦)、 <u>港区防災ラジオ等配付申請書</u> など
その他 (期間限定)	<u>健康診査および各種がん検診、港区育児休業代替任期付職員採用選考申込、港区職員「福祉(2類)」採用選考申込</u> など

※下線の手続は、令和元年度末までに電子申請が可能であったもの